

熱海市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年6月22日

熱海市長 齊 藤 栄

熱海市条例第21号

熱海市介護保険条例の一部を改正する条例

熱海市介護保険条例（平成12年熱海市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

第18条第1項第2号中「前号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第1号の次に次の2号を加える。

(2) 法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターに関する事項

(3) 法第8条第14項に規定する地域密着型サービスに関する事項

附 則

この条例中第18条の改正規定は平成30年7月1日から、第7条の改正規定は同年8月1日から施行する。